

<認定の手続き>

資格認定には、以下の2つの方法があります。

A：講座受講という方法。

B：書類申請という方法。

Aは、学会が主催する講座（保育ソーシャルワーカー養成研修）を受講し、学会資格認定委員会での審査を経て、一定の要件を満たした者に認定されるというものです。

※2018年度にあつては、「初級・中級保育ソーシャルワーカー養成研修」を実施しています。詳細は、学会ホームページをご覧ください。

Bは、上記講座を受講せずに、学会から求められる書類を準備して申請し、学会資格認定委員会での審査を経て、一定の要件を満たした者に認定されるというものです。

※第1グループ及び第2グループに属される方は、「初級保育ソーシャルワーカー」及び「中級保育ソーシャルワーカー」への書類申請が可能です。

【第1グループ】

○初級保育ソーシャルワーカー

保育士資格または幼稚園教諭免許状＋社会福祉士資格または精神保健福祉士資格

○中級保育ソーシャルワーカー

保育士資格または幼稚園教諭免許状＋社会福祉士資格または精神保健福祉士資格

《注》

○中級保育ソーシャルワーカーにおいては、申請までに、学会入会（手続済を含む）が必須である。＝学会入会の申込みについては、学会ホームページをご覧ください。

【第2グループ】

○初級保育ソーシャルワーカー

①大学院修了者（修士号取得者）*＋保育ソーシャルワーク関連の業績3編以上

②教育経験3年以上＋保育ソーシャルワーク関連の業績3編以上

*保育、教育、社会福祉、医療系等の領域とする。

○中級保育ソーシャルワーカー

①大学院修了者（博士号取得者）*＋保育ソーシャルワーク関連の業績5編以上

②教育経験5年以上＋保育ソーシャルワーク関連の業績5編以上

*保育、教育、社会福祉、医療系等の領域とする。

《注》

○中級保育ソーシャルワーカーにおいては、申請までに、学会入会（手続済を含む）が必須である。＝学会入会の申込みについては、学会ホームページをご覧ください。

○「業績」とは、著書及び論文（原著論文、総説、研究ノート）を指す。論文については、査読付きであるか否かは問わない。また、学会発表は含まない。

○「保育ソーシャルワーク関連」とは、保育またはソーシャルワークの領域を指す。

○申請のさいには、①著書、論文についての概要（200字程度）、②当該著書、論文の抜き刷りまたはコピー、を提出するものとする。なお、博士学位論文、修士学位論文及び著書（単著）にあつて、大部の場合は、その一部分（例えば、1つの章）で可とする。

《備考》

○資格認定委員会では、業績審査にあたり、原則として、①博士学位論文は、3編、②修士学位論文は、2編、③著書（単著）は、3編、④著書（共著・単独）は、1編、⑤著書（共著・共同）は、2～3本で1編、⑥原著論文、総説、研究ノート（単著）は、1編、⑦原著論文、総説、研究ノート（共著）は、2～3本で1編、などとカウントすることにしていきます。